利府町定住促進住宅

募集の手引き

＜常時募集＞

・書類が不足していると申し込みを受理できない場合があります。

・部屋の見学をご希望の方は事前に下記の担当課までご連絡ください。

―　目　次　―

１.　住宅の概要など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２.　家賃・共益費・敷金・連帯保証人等・・・・・・・・・・・２

３.　入居資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

４.　申込みから入居まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

５.　入居後の注意事項等・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

６.　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

７.　住宅の地図、配置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

**お問合せ窓口 利府町都市開発部課 施設管理課 住宅公園係**

住所：〒981-0112　宮城県宮城郡利府町利府字新並松４番地

電話：０２２－７６７－２１２１

ＦＡＸ：０２２－７６７－２１０６

電子メール：kanri@rifu-cho.com

ホームページ：<http://www.town.rifu.miyagi.jp>

**１．住宅の概要など**

**１．１　定住促進住宅とは**

　町では、平成２２年４月より、（旧）雇用促進住宅を利府町定住促進住宅として管理を開始しました。定住促進住宅は、利府町に住んでいる方や、将来住むことを予定されている方を対象に、利府町への定住促進を図ることを目的としています。公営住宅法に基づいて運営される町営住宅とは、入居資格や家賃の算定方法などが異なります。

**１．２　住宅の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 住宅名 | しらかし台定住促進住宅 |
| 所在地 | 　〒981-0134　　利府町しらかし台一丁目８番地３ |
| 建設年度 | 　昭和６１年 |
| 棟数（戸数） | 　２棟（８０戸） |
| 規格・間取り | 　鉄筋コンクリート造５階建**（エレベーターはありません。）**◆３ＤＫ（約５３㎡）・和室４.５畳×１・和室６畳×２ |
| 駐車場 | 　駐車可能台数　：**１５２**台※原則として、１戸につき２区画以内　駐車できる車両：長さ4.8ｍ、幅1.8ｍ、高さ2.0ｍ以下 |
| その他 | 　浴室設備あり、駐輪場あり　都市ガス供給（光熱水費は入居者負担です） |

**１．３　周辺環境**

|  |  |
| --- | --- |
| 交通 | 　最寄駅　　：利府駅……………………………………車１０分　最寄バス停：しらかし台三丁目………………………徒歩２分　最寄ＩＣ　：仙台北部道路　利府しらかし台ＩＣ……車２分 |
| 小学校 | 　利府町立しらかし台小学校……………………………徒歩５分 |
| 中学校 | 　利府町立しらかし台中学校…………………………徒歩１０分 |

**２．家賃・共益費・敷金・連帯保証人等**

**２．１家賃・駐車場使用料・共益費**（毎月、納入していただくもの）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家賃 | 　エレベーターがないため、上層階ほど安価になっております。

|  |  |
| --- | --- |
| 階数 | 月額家賃 |
| １階 | ４０，０００円 |
| ２階 | ４０，０００円 |
| ３階 | ３７，５００円 |
| ４階 | ３５，０００円 |
| ５階 | ３２，５００円 |

 |
| 共益費 | 　１戸あたり、月額８００円 |
| 駐車場使用料 | 　月額使用料：１区画あたり２,８００円　　　　　　　　（原則として、１戸につき２区画以内） |

その他に、町では集金しませんが、自治会費及び町内会費を負担していただきます。

**２．２　敷金・駐車場保証金**（入居決定時に、納入していただくもの）

|  |  |
| --- | --- |
| 敷金 | 　月額家賃の３カ月分 |
| 駐車場保証金 | 　１区画あたり、月額使用料の３カ月分 |

退去時に、未納金などを差し引いた額を返還します。

**敷金は入居予定者として決定した場合、速やかにお支払いただくようになりますのでご注意ください。（※Ｐ４参照）**

**２．３　連帯保証人**

　入居者と同等以上の収入のある方１名を連帯保証人として立てていただきます。

家賃の滞納が３カ月以上となった場合などに、連帯保証人に連絡することがあります。

**３．入居資格**

下記（１）～（４）の条件すべてを満たす方がお申込みいただけます。

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | 　町内に定住を希望し住居を必要としている方　又は、町内企業に就職するために住居を必要としている方 |
| （２） | 　現在同居中（事実婚を含む。ただし、住民票に未届けの妻・夫と記載されていること）や**同居予定の親族がいる**こと |
| （３） | **世帯の年間所得の１/１２が、月額家賃の３倍以上であること**（「所得」とは前年度「所得証明書」で確認できる「所得」を指します。給与明細書等に記載される**「総支給額」等とは異なります**ので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。） |
| （４） | 　暴力団員でないこと |

**４．申込みから入居まで**

**４．１　申込方法**

　下記受付期間内に、申込書その他必要書類を担当課あてに直接提出してください。

なお、２戸以上募集している場合、お申込み出来るのは１戸までとなっております。

**（※提出いただいた書類は返却しません。申込状況等はお答えできません。）**

**３．２　提出書類**

（１）～（３）は**必ず**提出してください。※印は指定様式です。

|  |  |
| --- | --- |
| （１） | 　**※定住促進住宅入居申込書**（様式第１号） |
| （２） | 　**住民票**続柄・本籍が記載されているものを入居予定者全員分。 |
| （３） | 　**所得証明書**市町村発行の今年度（前年分の所得が記載してあるもの）の証明書を**１８歳以上（高校生は除く）の入居予定者全員分**。ただし、１６歳未満の方、及び１６歳以上１８歳未満の学生の方については、入居資格の世帯の年間所得に合算しない場合は**不要**です。 |

（４）～（８）については、該当する場合に各書類等を提出してください。

（５）及び（６）については、勤務先から発行してもらってください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象者 | 書類名 |
| （４） | 学生（１６歳以上１８歳未満） | 　**学生証の写し**上記（３）の所得証明書を提出しない場合、必要です。 |
| （５） | 給与所得者 | 　※**勤務先証明書**（様式第２号）上記（３）の所得証明書の提出が必要な入居者全員分が必要です。 |
| （６） | 給与所得者 | 　※**給与支払証明書**（別紙第１号）世帯主又は主たる生計維持者が、**１月以降**に就職した場合に必要です。 |
| （７） | 事業所得者（自営業者） | 　※**収支明細書**（別紙第２号）**１月以降**に事業を開始された方のみ必要です。 |
| （８） | 婚姻予約中の方 | 　※**婚姻予約確認書**（様式第３号）婚姻し、同居しようとする方がいる場合に必要です。 |

**４．３　入居までのスケジュール（予定）**

|  |
| --- |
| 　**申込書の配布**施設管理課住宅公園係（⑤番窓口）、総合案内で配布します。 |
|  |
| 　**申込受付（窓口にて）**随時に入居の申し込みを受け付け、先着順により受付を行い、書類審査を行います。 |
|  |
| 　**入居予定者決定通知書の送付**入居手続に必要な書類等を同封し、送付します。 |
| 　**入居手続**・請書及び連帯保証人に関する書類等の提出・敷金等の納入 |
| 　**入居許可書の送付** |
| 　**入居及び入居後の手続き**入居日に鍵の引渡し等を行います。入居後の住民票を取得し、施設管理課まで持参してください。 |

**※入居までに、入居資格確認及び入居契約が必要になるため、１か月～３か月程度日数を要します。**

**５．入居後の注意事項**

定住促進住宅は、共同の生活の場でもありますので、入居後も様々なルールを守っていただくことになります。ルールを守れない場合、周囲とのトラブルになるだけでなく、最終的には住宅の明渡しを請求することもあります。

|  |  |
| --- | --- |
| 家賃等の納入 | 　家賃（共益費を含む。）及び駐車場使用料は、当月分を毎月月末までに納入していただきます。口座振替の場合は、毎月２５日が引落日となります。３ヵ月以上滞納した場合は、連帯保証人の方に連絡いたします。 |
| ペット禁止 | 　**犬・猫等のペットの飼育はできません。** |
| 騒音・生活音 | 　集合住宅の性質上、日常的な生活音の発生はやむを得ないことをご了承願います。 |
| 退去時の費用負担 | 経年劣化具合の大小に関わらず入居者の費用負担で、畳（全枚数分）の表替えと襖（全枚数分）の張替えを行っていただきます。＜費用の目安＞　畳の表替え…１畳あたり５,０００円程度～襖の張替え…１面あたり２,０００円程度～ |

**６．その他**

自治会（かんむり会）では、自主防災訓練やごみ集積場等の管理運営を行っております。

**７．住宅の地図・配置図**

